

和泉国日根野荘における請負代官制

文学研究科歴史学専攻博士前期課程一年

田 中 真 悟

はじめに

和泉国日根野荘における請負代官について最初に論及されたのは

田沼睦氏である⁽¹⁾。一九六〇年の論稿で田沼氏は、根来寺閼伽井坊秀

尊が政基の下向以前に日根野荘の代官職に補任されていたことは明らかであり、借錢等によつて根来寺は当荘に深い関わりを持つていたとする。

そして、九条家が根来寺と関わりを持つようになつた理由を、守護勢力の侵害を防ぐために、紀伊一帯に強力な在地勢力を形成していた根来寺と相提携したためではないかと推察している。

次いで一九七〇年の論稿で閔口恒雄氏は、応永一五（一四〇八）

年に和泉国守護に任じられた細川氏が、それとほぼ同時に日根野荘の代官職を手に入れていたということを明らかにした。守護は代官職を手に入れてから給人を日根野荘に置いており、この給人は守護

被官の佐竹某であるということも明らかにしている。また、根来寺は日根野荘に対する支配強化のために、借錢返弁を口実に代官職獲得、代官請実現を目指していいるのであり、富野小路俊通奉行方でも根来寺は代官として活動していたと指摘した⁽⁴⁾。閔口氏はこの状況を

「莊園支配に対する高利貸資本の蚕食」⁽⁵⁾という言葉で表現している。

一九七三年の論稿で安西欣治氏は、算用状の署名者は代官であるという前提の元に、草賀氏、定禧、定快、貴志氏、唐橋氏、閼伽井坊明尊を請負代官であると比定した⁽⁶⁾。そして、各代官は皆九条家に対する錢主であるとし、九条家は借錢先を次々と変えることによって、錢主による永領化を防ぎ、残された領主権を保持しようとしたのではないかと推測している。しかし、根来寺に代官職が渡つてしまつたことは、日根野荘が九条家領から喪失することを意味していると結んでいる。

一九八〇年の論稿で小山靖憲氏は、高利貸活動を通じて根来寺は莊園の代官職を獲得し、それを足掛かりとして他所領への介入を行つたとする⁽⁸⁾。そしてこの介入は、九条家領そのものの存在を脅かす状況をもたらしたと思われるところ述べている。

一九八八年の論稿で熱田公氏は、根来寺が日根野荘への関わりを示す初見は井原村を占領した後そこの代官職を求めた延徳二（一四五〇）年であるとし、この要求は守護勢と対抗するための便宜のものであったとする⁽⁹⁾。日根野・入山田代官としては閼伽井坊明舜が明応五（一四九六）年に、遍知院慶算・筒井坊明算が翌明応六（一四九七）年に補任されているが、後者は俊通奉行方の代官であつた可能性が高いとしている。また、東智院を慶算と別人とし、閼伽井以前の代官か又代官であるうと推測し、遍知院・筒井坊が百姓の推挙により代官職を得ていたこと、明舜の後継者として明尊が補任されていたことを指摘している。そして、こうした根来寺の代官請負が中絶したのは「国一乱」が原因であり、代官職復活を根来寺が目指

し出すのは国方との和解が成立したからであるとする。政基の直務後に明尊が代官に補任された理由が借錢にあつたことから、根来寺の代官請負は高利貸としても莊園領主をがんじがらめにしていくものであり、日根野莊の領家得分はこの仕組みによつて見事に吸い取られたと結んでいる。^[11]

一九九四年に安西欣治氏は、一九七三年の時とは結論を大きく変えた論稿を別に発表している。^[12]前回は根来寺に代官職を与えたことにより日根野莊は九条家領から失われたとしていたのだが、本論文では日根野莊が九条家領から失われなかつたのは根来寺に代官職を与えたからだと結論付けたのである。この変化は安西氏の中で請負代官というものに対する認識が大きく変化したことによるものだろう。猶、唐橋在治・在数が算用状に署名していた期間の代官に、高田と北谷明俊の二人がいたということを新たに指摘している。^[13]

これら日根野莊の請負代官に触れた代表的な研究を概観してまず分かることは、そのほとんどが根来寺の請負代官について述べたものであるということである。そして、請負代官としての根来寺に対する評価は、家領の復興・維持に役立つたというよりも、家領としての実力を脅かされたというものが大勢である。根来寺の次に多く触れられてゐるのは守護であるが、それ以外の代官については触れられることすらほとんど無いのが実情の様である。これは根来寺と守護以外の代官が政基の直務期にはほとんど関わりを持たず、史料もほとんど残つていないのであることの二つの理由によるものだと思われる。

そこで本稿は日根野莊における請負代官史を明確にし、彼ら請負

代官の実態を明らかにすることを目的に論を進めていくことにした
いと思う。

請負代官の変遷

管見の限りでは日根野莊における最初の請負代官は、応永七（一四〇〇）年以前と思われる書状に現われる鳥羽寺である。^[14]

さても日根野・入山田両村代官職事、鳥羽寺と申候者、百貫可借進候、被仰付候へと申候之間、如存知計会之式不期明日体候之間、不事問申〔付〕候、補任事永代と被載候へ、さ様候ハテハ、守護之手難取乱之由申候之間、更無先例候、不可叶之由申候へハ、然る者難立御用之由申候之間、欠乏之余載遣候、

これは政基の祖父九条經教が鳥羽寺から一〇〇貫文の借錢をしようとした時に、その条件として代官補任を提示してきたためやむなく鳥羽寺を代官に補任したという内容の書状である。代官補任期限は鳥羽寺の要求により永代とされたのだが、二〇〇〇疋以外には進納しないということが度々行われたうえ強圧的な要求を繰り返してきたため、経教は飯尾新左衛門に日根野莊を預けようとしている。実際に飯尾新左衛門に預けることになったのかは確認出来ていな

い。

次に請負代官として現われるのは和泉国両守護である。

守護方請文案

請申 泉州日根庄御年貢事

合式百貫文者

右去年無沙汰分百貫文、九月中可致沙汰、五十貫文十
月中可致沙汰候、猶當年之年貢者、當年中可究済申候、
每年雖聊候、不可有懈怠候、万一背此請文、有^(マニ)沙汰
申候者、可被召放地下候、其時更不可申子細候也、
仍為後日請文之条件件

正長元年八月廿五日

基祐^(ヨウ)

通光^(コトハラ)

この正長元（一四二八）年の請文に署名しているのは上守護代宇高通光と下守護代斉藤基祐であるが、斉藤基祐の「日根野荘年貢送文」⁽¹⁷⁾に「右為阿州代沙汰分」と書かれていることからすると、守護代が独自に請け負つたのではなく、守護の請負の実務を守護代が担う形になつてゐるのだとと思われる。また、守護被官の別当や佐竹も入山田村の代官職にあつたことからすると、能登國土田庄の様に、守護が請け負つた代官職をその被官に分散して保持させるということが行われていた様である。⁽¹⁸⁾

猶、この請文に「去年無沙汰分百貫文」という記述があることか

ら、守護請が正長元年以前から行っていたことが確かめられる。そのことは守護代による年貢送文の最古の年代が応永廿八（一四二一）年であることからも明らかである。⁽²⁰⁾これに加え、更に年代を特定することの出来る記述が「旅引付」⁽²¹⁾にある。

先年為^(田川元有・基祐)兩殿被捧嚴密之請文、御代官職事被申候ツ、其間ニ或被寄進永源庵、或ハ披官人等被付給人候て、本所御年貢過半御無沙汰候間、任御請文之旨改易申され候、

この記述から、永源庵への寄進は両守護が請文を捧げた後行われていたことが分かる。永源庵への寄進は応永一七（一四一〇）年であり、和泉両守護に細川氏が就任したのが応永一五年であったことを考慮すると、守護請は関口氏の指摘する通り、守護補任とほぼ同時の応永一五年頃には開始されていたと考えられる。⁽²²⁾だが、それからずっと安定して継続されていた訳ではなく、正長元年の請文が示すように、度重なる未進や違乱に何度も代官職改易の危機が訪れていたのではないかと想像される。守護代の年貢送文は応永廿八年から正長元年までの間に四通残されているが、そこに記載されている額がその年の全上進額であるとは限らないため、これを見て未進について云々することは出来ない。ただ、応永卅三（一四二六）年には請切額の半分に及ぶ一〇〇貫文が納入されているため、鳥羽寺と比較すればその上進状況は幾分か良好だったようである。しかしそれでも請切額完納には程遠い状況であり、細川氏の菩提寺である永源庵への入山田半分の寄進が行われるなどしたため、守護は代官職を改易されることになつた。⁽²³⁾

永享元（一四二九）年に九条家雜掌に渡状が渡され、永享二（一四三〇）年には実巣が代官として日根野・入山田両村年貢半分注文を作成している。この注文のうち日根野村の注文は小坂が注進したものだと書かれていることから、この小坂は実巣の又代官若しくは

共同代官ではないかと考えられる。

翌永享三（一四三一）年分の算用状には左の様な記述がある。⁽²⁷⁾

「日根野散用状水草三年分
はくじゆうじやう」

日根野・入山田両村御年貢散用状事

（中略）

日根野庄御借物注文

（中略）

已上參百拾壹貫貳百文本利分

其ヨリ小坂殿へ可被渡進之、三貫又加之定

此内百四十貫四百十文以前之御年貢、公事錢以下立用之、
可被進之候也

残料足百七十貫七百九十五文

六月 日

永享三年分の年貢・公事を合わせた額が「小坂殿」へ渡されたいたことが分かり、ここから小坂が錢主だと判断出来る。この算用状

の端裏書に「倍監寺方」と見えるので、これが当時の代官なのではないだろうか。

永享四（一四三二）年算用状の署名者は草賀中務丞国宗である。⁽²⁸⁾ この算用状においても九条家は借錢をしているが、その錢主が誰であるかは明記されていない。ただ、永享六（一四三四）年の草賀国宗証状に左の様な記述がある。⁽²⁹⁾

日根野・入山田両村之御年貢にあてられ候て、いせん

かりめされ候御公用錢の事ハ、去〔年〕□□都寺方の御備せんの内にて、本利井カ二返給候ぬ、

人々御中

卯月廿八日

□（花押）

これは、四三〇貫文の借錢を、九条家が日根野荘の年貢で御支払

これにより国宗が九条家に対する錢主であったことが分かるので、永享四年の錢主も国宗だったのではないかと考えられる。自身が錢主であったからこそ、わざわざ錢主が誰であるか明記しなかつたのではないだろうか。

ともかく九条家は「□□都寺方」の御備錢によって国宗からの借錢を返済した。これ以降国宗が算用状の署名者として現われないところから、安西氏が指摘した如く、日根野荘の請負代官は九条家の錢主が補任されており、借錢が完済されれば錢主は代官職から解任されていたということを確かめることが出来る。⁽³⁰⁾

そして、永享五（一四三三）年から永享七（一四五五）年にかけては新たな錢主となつた倍都寺が一四〇貫文で代官職を請け負つていたと思われる。それを示していると思われるのが「倍都寺書状」である。⁽³¹⁾

「日根野倍都寺百四十貫文折紙」

日根野・入山田の事連々申入候、四百卅貫文ニ借物御さた申候て、利分式文子にて候ハ、仰「か」うふり候へく候、年貢御さた申の事も、なんきて候へ共おなまちから候ハす、かたく仰られ候間、□の先ふとも申さす、百四十貫文ニ御さた申候カへく候、此分もしちかい候ハ、せひとも申□候、恐々謹言

いするということを堅く仰せになられましたので、私が代官として

一四〇貫文で御支払いするつもりであります、ということを倍都寺
が述べている書状の様に思う。このことを証明していると思われる
のが左の史料である。⁽³³⁾

〔日根野〕
「日根野散用状 相國寺惣寺^{卷之十一}_{吉志二十九}

日根・入山田年貢并借錢算用

肆百卅貫文

永享五年三月廿九日本錢

六十貫式百文

同利^{自永享五月至十月分}_{二字}

并四百九十貫式百文内

百四十貫文

永享五年年貢ニ立用

残三百五十貫二百文

〈中略〉

百四十貫

永享六年年貢ニ立用

〈中略〉

百四十貫文内

卅三貫七百廿一文 永享七年分、上使下向時等出也

此外ハ倍都寺直納候歟

この史料からは、九条家が相國寺から利子二文字で四三〇貫文の

借錢を行い、永享五年から七年までの間、日根野・入山田村の年貢

から一四〇貫宛返済しているということが分かる。「倍都寺直納歟」

という文言を確認することも出来る。これらのことと勘案すると、

信都寺によって書かれた算用状などは一切残されていないが、永享

五年から七年にかけての請負代官は倍都寺ではないかと考えられる

のである。

永享八（一四三六）年から永享一二（一四四〇）年までは相國寺
勳都聞定快が代官であつたと考えられる。これは毎年の算用状の署
名者が定快であるといふことながら、請負代官を意味す
る「庄主」という単語が定快の肩書に使われていることによる。⁽³⁵⁾

猶、倍都寺も定快も相國寺の僧であるが、彼らが代官となつたの
は先に述べた様に九条家が相國寺から四三〇貫文の借錢を行い、そ
の返弁手段として代官補任という方法がとられたためであると思わ
れる。この相國寺からの借錢は嘉吉元（一四四一）年に至つても完
済されていないことが確認出来るが、それから先の経過については
不明である。

嘉吉三（一四四三）年から文安四（一四四七）年までは貴志佐渡
入道宗淨が算用状の署名者として立ち現われてくる。⁽³⁷⁾ 宗淨の特徴と
しては算用状の形式が大きく変化するということを挙げることが出
来る。

日根野・入山田両村算用状事

合嘉吉三年分^{嘉吉三年御年貢分也}

三十三貫文 嘉吉二年十一月二日^{御借狀有之}

十九貫八百文 同利平十二ヶ月分

〈中略〉

已上九十三貫五百五十文内

當御年貢八十貫文
尚残十三貫五百五十文

同年十一月二日

宗淨上（花押）

御奉行所

これまでの算用状では各村からの収穫量、下限分、不作分等が事細かく書かれていた。しかし、右の史料を見て分かるように、宗淨からは村毎の年貢収量が明示されずに「当御年貢」という名称で収穫総量だけが書かれるようになる。また、夏麦、胡麻分、納錢分といつて年貢以外の微収物や、守護礼錢といった守護への支出についても何も書かれていません。端的に言うと算用状の簡略化が宗淨から行われたのである。次に算用状の署名者として現われてくるのは唐橋在治だが、彼もこの書式を踏襲しており、その次の唐橋在数も文明一三（一四八一）年までは同様である。⁽³³⁾ 文明一四（一四八二）年からは年貢錢以外に段錢を収入として明記するようになる。⁽³⁴⁾

ところで、今まで算用状の署名者が代官であると判断していたのであるが、唐橋在治・在数の兩人については算用状に署名しているからといって一概に請負代官であると断定することは出来ない。そもそも今までの署名者を代官だと判断してきたのは、彼らが九条家の組織外の人間だと考えられたからである。だが、彼ら二人は九条家の家司であるため、請負代官でなくとも算用状の署名者になる可能性があると考えねばならない。在数の文明一六（一四八四）年以来の算用状に「代官未進」といった言葉があることからは、彼が請負代官でなかったことを窺わせるものがある。⁽³⁵⁾ また、文明一二（一四八〇）年から一四年の間には高田が請負代官であったことが確認出来るため、少なくとも在数が算用状に署名していた時期は在数と

は別に請負代官が存在していたと考えてよい様である。それ以前については明証が無いが、在治が自己的の給分を高田に与えていることなどからすると、高田は文明四（一四七二）年頃から請負代官を務めていたのがもしかれない。

高田の次の代官は北谷明俊である。現存する史料に「日根野村御代官」と書かれていることからすると、日根野村だけを請け負っていたらしい。⁽³⁶⁾ 文明一六年の書状で明俊は日根野地頭方代官になる事を九条家に望んでいる。このことから明俊の請け負っていた日根野村とは領家方であつたということが分かる。明俊が代官であつたことを確認出来るのは文明一六年のみであるが、翌文明一七（一四五）年の算用状に去年の未進分が支払われていることからすると、少なくとも文明一七年までは代官を務めていたようである。

次の代官は根来寺僧である閻伽井坊明舜・東智院慶算・明算の三人である。請負代官として年貢収納などをを行っているのを確認出来るのは明応五（一四九六）年からであり、三人の名が現われるのもその頃からである。だが、根来寺僧が日根野荘に関わりを持つようになったのは、熱田氏が指摘するように延徳二（一四九〇）年に根来寺衆徒が和泉国に出陣し、井原村を占領したことがきっかけであると思われる。⁽³⁷⁾ この時衆徒等が井原村の代官職を九条家に求めているからである。翌延徳三（一四九一）年には日根野村と上郷の間で境相論が行われるが、日根野村に道理があるとする御奉書等の旨に従つて調法をすることが代官衆三人に求められている。⁽³⁸⁾

御家門領泉州日根野村与上郷境相論事、日根野村理運

之段、先規分明之処、去春從上郷既及狼藉之条、被達

上聞候、仍御奉書并次第御下知彼是捌通、細川京兆内書等被下遣候、以此旨各被致調法候者、可為忠節候也、

謹言

八月十日

俊通刊

在数

代官衆三人御中

これとは別に室町幕府や細川京兆家が、九条家の代官に合力するよう根来寺に求めていた史料が残されている。⁽⁵²⁾

京兆状

表書大伝法院衆徒御中

九条殿御領和泉国日根野与上郷境相論事、日根野村理

運之条、如先規御成敗之上者、於自然之儀者、被合力

家門御代官候者可然候、恐々謹言

八月六日

政元刊

大伝法院衆徒御中

この史料からは根来寺と九条家の結びつきが、延徳二年時に比べ

更に深まっていたことが確認出来る。そのことを考へると、日根野

村の「代官衆三人」の名前は明らかでないが、三人という人数が符合することからも、この時点で既に上記の根来寺僧三人が日根野村

の代官となつていたのではないだろうか。彼らの収納実績は算用状

が残つていないのでよく分からぬが、虫損等によつて僅か一〇貫文の年貢しか収納出来ない年もあつた様である。⁽⁵³⁾

猶、慶算・明算は明応六年に惣分から辞表を提出することを求め

られている。⁽⁵⁴⁾

泉州日根野・入山田両村一円事、累代御家領明鏡之条、
先年被成御下知以来、被仰付慶算・明算之処、為惣分
兩者が辞職を求められた理由は不明であるが、九条家は惣分や閼
伽井坊に兩人を辞めさせることのない様に働き掛けている。⁽⁵⁵⁾

先度就日根野・入山田之儀、御書到来候、於寺家相届

涯分依走廻申候、如已前代官衆被返付候、先以目出候、

「被返付」という記述からすると、一旦は代官職を惣分に没收されていてあるが、代官として活動することを結果的には兩人とも認められた様である。

次の代官は閼伽井坊明舜の弟子である閼伽井坊秀尊である。

補任

御家領和泉国日根野・入山田両村御代官職事

根来寺閼伽井坊秀尊

右以併人被任補所也、為請切地、早守請文旨、御年貢

以下事速可有執沙汰進納者、依

九条准三宮御氣色、補任之条件如件

明応八年十月六日

宮内少輔刊

請文は現存していないが、この補任状に「御年貢以下」とあることから、公事や段錢も請負の中に含まれていたようである。事実年貢と段錢の進納について書かれた書状が残されてゐる。その書状には借錢の事も書かれているが錢主が誰であるのかは明記されてい

ない。ただ、錢主に色々と「申届」をしていると書かれていることから、明尊以外の誰かが錢主であるということは確かである。この借錢は恐らく九条家としての借錢ではなく、明舞が代官の時から問題になっていた「先奉行旧借」、つまり唐橋在数による借錢のことであると思われる。その錢主は「錢主方」と記されていることから複数いると考えられ、この中には秀尊の弟子である喜多坊明尊もあり、明尊は廿貫文を融通している。⁽⁵⁷⁾

明応八（一四九九）年に始まつた閑伽井坊秀尊の代官請は、明応九（一五〇〇）年に根来寺が細川氏に合戦で敗れたことにより中絶した。そのために生じてしまつた支配の空白を埋めるべく、文龜元（一五〇一）年に九条政基が日根野荘に下向して直務支配を行うことになる。年貢算用状が残つていないため年貢の収納実績はよく分からぬが、残されている段錢算用状を見ると、西方を除けばほとんど未進されることもなく安定した支配を行うことが出来ている。⁽⁵⁸⁾この政基の直務に対し、当初根来寺僧は代官職の要求は行わず先奉行旧借の返済を頻りに求めており、代官職競望の動きは根来寺が守護方に対して優勢になり出した永正元（一五〇四）年に開始している。

最初に行動を起こしたのは筒井坊勢秀・遍知院慶算（先の東智院慶算）である。

者三位奉行方之番頭等四人参申云、当村之事從先代官去三日如此申狀到来候（中略）然廻、只今以半済之儀和與之子細申合候、於代官職者不可有相違之間近日可入人候、為御案内令申候、

彼らの動きを伝える番頭等の発言に「先御代官」とあることがら、遍知院慶算が富野小路俊通奉行方の先代官であったことが判明する。⁽⁵⁹⁾また、秀尊は所有していた日根野村代官職を四人の弟子、筒井坊勢秀・遍知院慶算・持明院明顕・閑伽井坊明尊（先の喜多坊明尊）に譲与したらしく、そのことを以て四人衆は日根野村東方に人を入れようとし、自分達に代官職を補任するよう幾度となく求めてもいる。⁽⁶⁰⁾

政基はこうした動きに真っ向から反対する訳ではなかつた。「給人の方へも此旨申上候て、其人より披露はあるへく候、」とあるよう、俊通奉行方代官職を求める慶算・勢秀に対しては、俊通給分であるから俊通がその返事をするのが適當であると伝えている。「彼年紀之儀被相定候て可承候、於御代官職者不可有相違候、」とあるように、明尊に対しても先奉行旧借の返済期限を延ばして返済額を決定してくれるのであれば代官職を補任すると伝えている。そして度重なる交渉の末、二〇〇貫文を毎年廿貫文ずつ一〇年かけて支払うという契約が結ばれたことから、明尊については日根野・入山田領家方の代官職が与えられたことになつた。⁽⁶¹⁾慶算・勢秀が俊通奉行方の代官職に補任されたかどうかは定かでないが、誰かが俊通奉行方に補任された形跡はあるので、恐らくこの両人が任じられたのであろう。明顕が代官職に任じられたかどうかは不明である。

こうして請負代官が任じられたことから政基は直務支配を終えて帰洛し、また請負支配が始まることになった。俊通奉行方は史料が一切残っていないので何も分からぬが、領家方は若干の算用狀と

明尊書状が残されていることからその内実を幾分か知ることが出来る。それらの史料によると、文亀三（一五〇三）年からの大旱魃の影響か不作田が多くあり、また守護からの半濟も行われていることから上進額は五貫文ほどにとどまっている。⁽³⁾ 守護方と永正元年に結ばれた和議も永正四（一五〇七）年には破れてしまうため、在地では戦乱が絶えなかつた様である。永正一五（一五二八）年まで明尊の活動を確認することが出来るが、その書状には「泉州乱世」と書かれている。⁽⁴⁾

明尊の次の代官は勢長であり、大永三（一五二三）年から大永七（一五二七）年までの間に九条家へ上進に関する書状を何通も送っている。⁽⁵⁾ だが、細川高國方と細川晴元方の合戦の影響もあり、収納は余り上手く行かなかつた様である。

そして、史料上最後の代官は久範になる。久範は天文二（一五三三）年に段銭六貫五〇文を九条家の使いに渡していることが確認出来るのみである。猶、久範は「御代官數中」、勢長は「御代官中」と肩書にあることから、何人か存在する内の代官の一人らしいことが分かるが、他の代官の存在は確認出来ていない。

【註】

（1）田沼睦「公家領莊園の研究—十六世紀初頭における領主権と在地状勢九条家日根野荘の場合—」「書陵部紀要」12、一九六〇年。同「中世後期社会と公田体制」、岩田書院、二〇〇七年に収録。

（2）同右。三三八頁。

（3）関口恒雄「中世末期の階級闘争とその歴史的条件—九条政基「旅引付」をめぐって—」「史学雑誌」79-1、一九七〇年。一三頁。

（4）同右。二三、二八頁。

（5）同右。二三頁。

考えられる。まず一つ目は、鳥羽寺のように資金を融通する条件として代官職補任を要求して任じられる場合である。二つ目は、国宗や定快のように借錢の本錢回収手段として代官職補任を求めて任じられる場合である。そして三つ目は、根来寺の様にその勢力を頼みにされて任じられる場合である。⁽⁶⁾

こうした様々な理由により請負代官は補任されたのであるが、どのような理由で代官になるにしろ請切額を進納するということが代官にとっての至上命題であつたことに変わりはない。そこで次稿においては、請負代官達がその命題にどれほど応えることが出来ていたのかということを明らかにしていきたいと思う。

おわりに

以上が日根野荘において見受けられる請負代官達であるが、彼らが請負代官職を手に入れることとなつた理由は以下の三つであると

（6）安西欣治「室町期公家領莊園崩壊過程の様相と二三の問題点—九条家の場合、殊に日根荘を中心にして—」「東洋大学白山史学」17、一九七三年。

- (三八) 三九頁。
- (7) 同右。四一頁。
- (8) 小山靖慈「根来寺領の形成と展開」「和歌山県史研究」7、一九八〇年。
同「中世寺社と莊園制」、搞書房、一九八八年に収録。一五三) 一五五頁。
- (9) 热田公「根来寺と日根野莊」「日本史研究」310、一九八八年。五二頁。
- (10) 同右。五三頁。
- (11) 同右。五四) 五五頁。
- (12) 安西欣治「崩壊期莊園史の研究」、岩田書院、一九九四年。
- (13) 同右。二〇九頁。
- (14) 同右。二〇六) 二〇七頁。
- (15) 国書寮叢刊「九条家文書」(以下「九条」と略記する)二五五、(年未詳)
十月十九日「九条經教書狀」。九条家文書の編纂者はこの文書を應水
七年以前に比定している。
- (16) 「九条」七一(6)、正長元年八月廿五日「和泉国守護代請文案」。
- (17) 「九条」七二(16)、正長元年九月廿六日「日根莊年貢送文案」。
- (18) 中世公家日記研究会編「政基公旅引付 本文編・研究抄録編・索引編」
(以下「旅引付」と略記する)文龜元年七月廿八日、文龜二年八月廿
二日条。
- (19) 須磨千穎「土倉による莊園年貢収納の請負について——賀茂別雷社の
所領能登國土田庄の年貢収納に関する土倉野洲井の活動——」「史學
雜誌」80—6、一六頁。
- (20) 「九条」七二(13)、応永廿八年十二月廿四日「日根莊年貢送文案」。
- (21) 「旅引付」文龜二年八月廿九日条。
- (22) 関口恒雄「中世末期の階級闘争とその歴史的条件——九条政基「旅引付」
をめぐって——」「史學雑誌」79—1、一九七〇年。二三頁。
- (23) 「九条」七二(14)、応永卅三年五月十八日「日根野村年貢送文案」。
七二(15)、応永卅三年五月十八日「日根野村年貢送文案」。
- (24) 「旅引付」文龜二年八月廿九日条。
- (25) 「旅引付」文龜三年七月十九日条。「九条」七一(7)、永享元年十二
月廿七日「和泉国守護遵行状案」。七一(8)、永享元年十二月廿七日
「和泉国守護遵行状案」。
- (26) 「九条」七九、永享二年二月九月廿日「日根野・入山田両村年貢半分注文」。
- (27) 「九条」八四、永享四年六月日「日根野・入山田両村年貢算用状」。書
かれた年代は永享四年であるが、内容は永享三年分である。
- (28) 「九条」八五、永享四年十月日「日根野・入山田両村年貢算用状」。
- (29) 「九条」八七、永享六年七月廿三日「草賀国宗証状」。
- (30) 同右。
- (31) 安西欣治「室町期公家領莊園崩壊過程の様相と二三の問題点——九条
家の場合、殊に日根莊を中心にして——」「東洋大學白山史學」17、一九七三年。
三九頁。
- (32) 「九条」二二八、(年未詳)四月廿八日「倍都寺書狀」。
- (33) 「九条」九五、嘉吉元年閏九月十一日「日根野・入山田両村年貢并借
錢算用狀」。
- (34) 「九条」八八、永享八年十二月日「日根野・入山田両村年貢算用狀」。八九、
永享九年十二月日「日根野・入山田両村領家方年貢算用狀」。九一、
永享十年十二月日「日根野・入山田両村領家方年貢算用狀」等。

- (35) 「**九条**」八八、永享八年十二月日「日根野・入山田両村年貢算用状」。
- (36) 「**九条**」九六、(嘉吉元年頃)「日根荘年貢算用状案」。
- (37) 「**九条**」九七、嘉吉三年十一月二日「日根野・入山田両村年貢算用状」等。
- (38) 「**九条**」一〇六、文明四年十二月日「日根野・入山田両村年貢算用状」等。
- (39) 「**九条**」一〇七、文明五年十一月晦日「日根野村年貢算用状」。
- (40) 「**九条**」一一二、文明十三年十二月日「日根野村年貢算用状」等。
- (41) 「**九条**」一一六、文明十四年十二月日「日根野村年貢算用状」。一一七、文明十五年二月日「日根野村年貢算用状」等。
- (42) 「**九条**」一二二、文明十六年十二月日「日根野村年貢算用状」。一二三、文明十七年十二月日「日根野村年貢算用状」。
- (43) 「**九条**」一二四、文明十四年十一月廿九日「日根野村東方納帳并算用状写」。
- (44) 「**九条**」一二五、文明四年十二月日「日根野・入山田両村年貢算用状」。
- (45) 「**九条**」一二六、文明十六年十二月廿一日「北谷明俊書状」。
- (46) 「**九条**」一二三、文明十七年十二月日「日根野村年貢算用状」。
- (47) 「**九条**」一三〇、明応五年(十二月十八日)「閑伽井坊明舜書状(尾欠)」。二七九(年未詳)十二月十八日「閑伽井坊明舜書状(前欠)」。
- (48) 熱田公「根来寺と日根野荘」『日本史研究』310、一九八八年。五一頁。
- (49) 「**九条**」一二四、延徳二年閏八月十八日「唐橋在數書状」。
- (50) 「**九条**」一二八(1)、(延徳三年)八月六日「細川政元書状案」。
- (51) 「**九条**」一三〇、明応五年(十二月十八日)「閑伽井坊明舜書状(尾欠)」。二七九(年未詳)十二月十八日「閑伽井坊明舜書状(前欠)」。
- (52) 「**九条**」一三三(1)、明応六年十月廿二日「九条家奉行人書下案」。
- (53) 「**九条**」一三四、明応六年十二月廿二日「閑伽井坊明舜書状」。
- (54) 「**九条**」一三六、明応八年十月六日「九条准三后政基家補任状案」。
- (55) 「**九条**」二六一、(年未詳)十一月十日「閑伽井坊秀尊書状」。
- (56) 「**九条**」二三六、(年未詳)八月六日「閑伽井坊明舜書状」。
- (57) 「**旅引付**」文亀元年十月廿四日条。
- (58) 「**九条**」一四四(1)、文亀元年五月日「日根野村段錢算用状」。一五五、文亀元年十二月日「日根野村西方并入山田村段錢算用状」。一五六、文亀元年十二月日「日根野・入山田両村段錢算用状」等。猶、日根野荘の段錢については、志賀節子「中世後期九条家領和泉国日根野荘における莊園領主段錢をめぐって」[史敏]八、二〇一年、においてその成立の起源まで含めた詳細な検討が行われている。
- (59) 「**旅引付**」文亀元年八月廿二日条。
- (60) 「**旅引付**」永正元年九月廿六日条。
- (61) 「**旅引付**」永正元年六月六日条。
- (62) 同右、永正元年六月十四日、六月十六日条等。
- (63) 「**旅引付**」永正元年九月十四日、九月廿六日条等。
- (64) 「**旅引付**」永正元年十月六日、十一月二日条等。
- (65) 「**旅引付**」永正元年十一月三日条。
- (66) 「**旅引付**」永正元年十一月九日条。
- (67) 「**九条**」二〇八、永正元年十二月廿一日「日根庄料足算用状」。二八三、

（年月日未詳）「日根野・入山田両村代官職請文案」。

(68) 【九条】二一〇、永正三年十二月十三日「日根莊・入山田両村領家方年貢算用状」。

年貢算用状。二一一、永正五年三月七日「日根莊領家方年貢算用状」。

(69) 【九条】一二三、永正十五年十二月十三日「闕伽井坊明舜書状」。

(70) 【九条】一二六、大永三年十一月廿八日「勢長書状」。二一七、大永七年十二月廿日「勢長書状」等。

(71) 【九条】一二一、天文二年十一月十一日「日根野村秋段錢算用状」。

(72) 【九条】二八五、（年月日未詳）「唐橋在數書状（尾欠）」には、「御家門御領日根野事、俊通根来寺申付候」とある。田沼睦「公家領莊園の研究－十六世紀初頭における領主権と在地状勢－」九条家日根野莊の場合－【書陵部紀要】12、一九六〇年。同「中世後期社会と公田体制」、岩田書院、二〇〇七年に収録、三三八頁で指摘されているように、守護からの押領を防ぐため、紀伊一帯に勢力を持つ根来寺に俊通は日根野莊の經營を任せたのではないだろうか。